

お知らせ

あなたの「はじめる」を応援するまち西都

新型コロナワクチン接種の予約について

お手元に接種券が届いている方は、電話(0570-065-679)もしくはインターネット(<http://v-yoyaku.jp/452084-saito>)で予約ができます。

NO. 1387
2021. 9. 1

編集・発行 西都市役所 総務課

TEL0983(35)3001 FAX0983(43)2067

発行 毎月1日・15日

information

案内

- 1 9月の「燃やせるごみ」特別収集について
9月24日～10月1日は「環境衛生週間」です
- 2 年金生活者支援給付金制度について
○ 「第25回 都於郡城址まつり」開催中止のお知らせ
コ 3 路線バスの運行区域などの変更について
† マイナンバーカード交付・申請のため日曜日窓口を開庁しています
◎ 各支所でマイナンバーカードが作れます
コ 4 マイポイントの申込み期限は12月末までです
† 9月10日は「下水道の日」です
S 5 9月10日～16日は「自殺予防週間」です
6 9月は健康増進普及月間です
違法な不用品回収業者にご注意ください
社会生活基本調査にご協力ください
- 7 宮崎県緊急雇用維持支援給付金について
パートタイム・有期雇用労働法が全面施行されました
- 8 育児・介護休業法が改正されました
木造住宅耐震診断の補助金額を増額しました
西都市戦没者追悼式と黙とうのお願い
- 9 農畜産物商品加工支援事業補助金について
西都産コシヒカリを送りませんか
- 10 敬老会行事を主催される方へ
「金婚」を迎えられるご夫婦へ

催し・講座

- 11 第35回国民文化祭・第20回全国障害者芸術文化祭
みやざき2020開催のお知らせ
認知症になっても安心して暮らすために パネルを展示しています
- 12 出前講座のご案内
市文化ホール文化事業「あいそめ映画祭」上映延期のお知らせ
市働く婦人の家主催「さげもん(雛飾り)」講座
- 13 市働く婦人の家主催「今さら聞けないLINE(ライン)」講座

募集

- 13 ドローン操縦技能講習参加者募集のお知らせ
- 14 【第4期】創業等支援事業補助金申請の募集について
- 15 令和4年度コミュニティ助成事業の募集について
- 16 総合政策課会計年度任用職員募集について
給食調理員の募集について
- 17 「パソコン・販売基礎科」ハロートレーニング公共職業訓練生を募集します

相談

- 18 法務局・人権擁護委員による「人権・なやみごと相談所」を開設します

その他

- 18 西都市地域子育て支援センター つばさ館

新型コロナウイルス感染症の影響により、お知らせ印刷後に内容変更となる場合があります。最新情報は市ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報まとめ」をご確認ください。



■下表については回覧の際、有効にご利用ください。

※お知らせは市ホームページでも閲覧できます。 URL・・・<https://www.city.saito.lg.jp>

月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

※市民の皆さんへ※ 新型コロナウイルスに感染された方への思いやりを！ ～差別・偏見をなくしましょう～ ～正しい情報に基づく冷静な行動をしましょう～

9月の「燃やせるごみ」特別収集について

9月20日(月)と23日(木)が祝日になるため、妻東・穂北地区の「燃やせるごみ」の収集が2回続けて休みになります。

このため、**9月21日(火)に妻東・穂北地区の「燃やせるごみ」を特別収集します。**

なお、この週のごみ収集計画は以下のとおりです。

月 日	ごみ収集	粗大ごみ置き場
9月20日(月・祝) 敬老の日	休みになります ※妻東地区の「金属類」と「燃やせないごみ」は次の週の27日(月)に収集します。	休 み
9月21日(火)	通常どおり収集します ※妻東・穂北地区の「燃やせるごみ」を特別収集します。	搬入できます
9月22日(水)	通常どおり収集します	搬入できます
9月23日(木・祝) 秋分の日	休みになります ※都於郡・三財地区の「古紙類」は次回収集日(10月14日[木])に出してください。	休 み
9月24日(金)	通常どおり収集します	搬入できます

※9月20日(月・祝)と23日(木・祝)のプラスチック製容器包装類は、次の週の同じ曜日に出してください。

※ごみは必ず当日の朝8時までに出してください。

(文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485)

9月24日～10月1日は「環境衛生週間」です

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が施行された9月24日の「清掃の日」から、「浄化槽法」が施行された10月1日の「浄化槽の日」までの期間を「環境衛生週間」と定めています。「ごみ減量 みんなで進める リサイクル ゴミゼロ型社会を目指して」という標語のもと、皆さんも身近なところからごみ減量やリサイクルに取り組んでみませんか。

○ごみを減量しましょう

もったいない精神が大切です。以下を参考にしてください。

- ・買い物にエコバッグを持って行く。
- ・食品ロスが出ないようにする(たくさん作りすぎない、残さず食べる)。
- ・生ごみ処理機器購入費補助金を活用し、家庭用生ごみ処理機器で生ごみを減量する。
- ・「捨てればごみ 生かせば資源」です。ごみに出す前に、もう一度リサイクルできないか考えてみましょう。

○浄化槽の適正な管理をしましょう

- ・溜まった汚泥を引き抜き、機器の洗浄を行う「清掃作業」を毎年1回以上行う必要があります。
- ・浄化槽の機能を点検し、装置の調整・修理、清掃時期の判断、消毒剤の補充などを行う「保守点検作業」を毎年3回以上行う必要があります。
- ・浄化槽が適正に管理され、正常に働いているかを検査する「定期検査(法定検査)」を毎年1回行う必要があります。

(文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485)

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。**受け取りには請求書の提出が必要**です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

■対象となる方

- ◎老齢基礎年金を受給している方（以下のア～ウの要件をすべて満たしている必要があります）
 - ア）65歳以上である
 - イ）世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
 - ウ）年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下である
- ◎障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方（以下の要件を満たしている必要があります）
 - ・前年の所得額が約472万円以下である

■請求手続き

- ①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方
受け取りの対象になる方には、日本年金機構より8月下旬ごろから、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。**令和4年1月4日までに請求手続きが完了しますと、令和3年10月分からさかのぼって受け取ることができますが請求手続きはお早めをお願いします。**
- ②年金を受給しはじめる方
年金の請求手続きとあわせて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

■日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省が、電話でお客さまの家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

※年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。
給付金専用ダイヤル：0570-05-4092（ナビダイヤル）

（文書取扱：市民課）

「第25回 都於郡城址まつり」開催中止のお知らせ

都於郡地区では、市の四大祭りのひとつである「都於郡城址まつり」を11月13日（土）、14日（日）に開催する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況のため、誠に残念ながら開催を中止しましたのでお知らせします。

（文書取扱：市民課）

路線バスの運行区域などの変更について

宮崎交通株式会社が運行する路線バス「西都～国富線」については、10月1日（金）から、国富町の区域内の路線が廃止され、「西都バスセンター」停留所から「郡境」停留所までの区間での運行となります。

また、これに合わせてダイヤが以下のとおり変更されますので、ご注意ください。

（郡境行き）

西都バスセンター	三財支所入口	郡境
▲ 7:50	▲ 8:10	▲ 8:24
9:35	9:55	10:09
12:45	13:05	13:19
16:00	16:20	16:34

（西都バスセンター行き）

郡境	三財支所入口	西都バスセンター
▲ 8:34	▲ 8:48	▲ 9:08
10:19	10:33	10:53
13:29	13:43	14:03
■ 16:44	■ 16:58	■ 17:18

▲は日祝運休、■は平日運休

（文書取扱・問合せ：総合政策課 32-1000）

マイナンバーカード交付・申請のため 日曜日窓口を開庁しています

マイナンバーカードをすでに申請済みで、交付通知書（はがきなど）が届いているが、仕事などで平日は市民課に来ることができない方のために日曜日にもカードの交付を行っています。また、これからカードを作りたい方には、新規申請（無料写真撮影付き）も行っています。ただし各支所では休日申請などは行っていません。

日時：9月12日（日）・26日（日）、10月10日（日）

午前9時～午後3時

※日曜日当日の予約・キャンセルはできませんのでご了承ください。

●予約・問合せ：市民課 マイナンバーカード係 35-3020

（文書取扱：市民課）

各支所でマイナンバーカードが作れます

市民課および各支所では、マイナンバーカードの新規申請受付（写真撮影付き）を無料で行っていきます。一度来庁するだけで、マイナンバーカードが本人限定受取郵便などでご自宅に届きます。ただし、申請から約1か月程度日数がかかります。

- 市民課：35-3020
- 穂北支所：43-1113
- 三納支所：45-1111
- 都於郡支所：44-5222
- 三財支所：44-5111
- 東米良支所：49-3031

【マイナンバーカード有効期限通知書（青色の封筒）】

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書は、5年間有効です。

11月が誕生月の方は、10月中旬ごろまでに有効期限通知書（青色の封筒）が届きますので、電話予約をしてからカードと有効期限通知書、カード交付時に設定した暗証番号を市民課までご持参ください。各支所では更新手続きはできません。

署名用電子証明書・・・6～16桁の英数字

利用者証明用電子証明書・・・4桁の数字

- 予約・問合せ：市民課 マイナンバーカード係 35-3020

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、必ず電話予約をお願いします。予約のない方は、他の方に迷惑がかかりますので、お断りする場合があります。

（文書取扱：市民課）

マイナポイントの申込み期限は 12月末までです

マイナポイント事業の期間が12月末までに延長されました。

マイナポイントとは、キャッシュレスで最大2万円のチャージまたは買い物をするすると1人あたり25%分のポイント(上限5,000円)が付与されるもので、対応したキャッシュレス決済サービスが使えるお店でご利用いただけます。

市ではマイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンやパソコンをお持ちでない方を対象に、マイナポイントの申込みを支援します。

1. 必要なもの ①マイナンバーカード
②マイナンバーカードの暗証番号(数字4桁)
③キャッシュレス決済サービスの媒体
(ICカードやスマートフォンアプリなど)
※マイナポイントに対応したものに限りませ
2. 申込場所 商工観光課 産業振興係 (市役所2階)
3. 受付時間 平日午前9時～12時、午後1時～5時
4. 申込期限 12月28日(火)まで

※ **令和3年4月までにマイナンバーカードを申請**した方がマイナポイントの付与対象です。

【お問合せ先】

- ・マイナンバーカードおよびマイナポイント全般
マイナンバー総合フリーダイヤル(無料)
0120-95-0178
- ・マイナポイント申込みの支援に関すること
商工観光課 産業振興係 43-3222

(文書取扱：商工観光課)

9月10日は「下水道の日」です

下水道は、河川、湖沼、海など公共用水域の水質汚濁防止の重要な役割を果たしています。また、住民の皆さんに安全で快適な生活を送っていただくためにも必要不可欠なものとなっています。

その下水道に親しみを持ってもらうとともに、正しい理解を深めてもらうことなどを目的に、9月10日は「下水道の日」に設定されており、全国各地で啓発活動などが行われます。

「下水道の日」を機会に、下水道の役割や正しい使い方について考えてみてはいかがでしょうか。

■宅内排水工事のお願いと依頼について

下水道が整備され、お住まいの地域が下水道を利用できる区域になりますと、汲み取り便所は3年以内に水洗便所に改造し、浄化槽の場合はすみやかに下水道に接続する排水設備工事を行わなければならないことになっています。

まだ宅内排水設備工事の終わっていない方は、お早めに市内の下水道排水設備等指定工事店にご相談ください。

(文書取扱・問合せ：上下水道課 下水道工務係 43-1326)

かけがえのない大切な命を守るために 9月10日～16日は「自殺予防週間」です

【自殺の現状について】

日本では、年間2万人以上の方々が自らの意志で「命」を絶っています。宮崎県の自殺者はここ数年減少傾向にあり、ピーク時の平成19年からほぼ半減し、令和元年は190人と、前年（204人）と比べて14人減少しています。

しかし、宮崎県の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、全国平均を一貫して上回っており、令和元年は17.8人と、前年（19.0人）と比べて1.2人減少しましたが、全国で8番目（九州では2番目）に高い結果となっています。

宮崎県の自殺者数を男女別にみると、男性の自殺者数は、女性の約3倍と多くなっています。また年代別では「70代」が最も多く、次いで「80代」「60代」の順となっています。自殺の動機は「健康問題」が最も多く、その半数以上は「うつ病」などこころの病気を抱えているようです。「うつ病」の背景には「経済・生活問題」や「勤務問題」「家庭問題」などのさまざまな要因が潜んでいると思われます。

◎知っていますか？ 自殺のサイン *自殺予防10箇条*

- ① うつ症状が出てくる
(気分が沈む、自分を責める、仕事が手につかない)
- ② 原因不明の身体の不調が長引く(不眠、食欲不振、疲労感など)
- ③ 酒量が増す
- ④ 安全や健康が保てない(治療を中断する、自暴自棄になる)
- ⑤ 仕事の負担が急に増える、大きな失敗をする、職を失う
- ⑥ 職場や家庭でサポートが得られない
- ⑦ 本人にとって価値あるものを失う(職、地位、家族、財産)
- ⑧ 重症の身体の病気にかかる
- ⑨ 自殺を口にする
- ⑩ 自殺未遂におよぶ

◎私たちができること

自殺を考える人は「死ぬしかない」と視野が狭まっていたり、「孤立している」と感じたりしています。自殺者を一人でも減らすために、あなたができること、それは・・・

- 《 気づき 》 家族や仲間の変化に気づいて、声をかけましょう。
- 《 傾 聴 》 本人の気持ちを尊重し、耳を傾けましょう。
- 《 つなぎ 》 早めに専門家に相談するよう促しましょう。
- 《 見守り 》 温かく寄り添いながら、じっくりと見守りましょう。

左の①～⑩のような状態が続いている・・・それは、もしかしたら心の病気や自殺のサインかもしれません。

できるだけ早く専門機関に相談してください。

相談窓口等情報サイト

「みやざきこころ青Tねっと」 <http://www.m-aot.net>

他人事と考えず、ぜひ一緒に「命」について考えてみませんか？

【「こころの健康と自殺予防展」を行います】

こころの健康を保つための方法やこころの病気を理解すること、また「命」の大切さなどに関するポスターやパンフレットの配布を行います。

ぜひお立ち寄りください。

- 期間 : 9月10日(金)～16日(木)
- 場所 : 市立図書館 ※毎週月曜日は休館日です。

(文書取扱・問合せ: 健康管理課 健康推進係 43-1146)

9月は健康増進普及月間です

1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命の延伸～

生活習慣病は、日常生活のあり方と深く関連しています。生涯にわたって健やかで心豊かに生活していくには、一人ひとりが若い頃から「バランスのとれた食事」や「適度な運動」、「定期的な健康診断の受診」など健康づくりに取り組むことがたいへん重要です。

<メタボリックシンドロームを予防・解消しましょう>

メタボリックシンドロームとは、お腹まわりに脂肪がつく「内臓脂肪型肥満」の人が、脂質異常や高血圧、高血糖のいずれか2つ以上をあわせ持っている状態です。早期の段階ではほとんど自覚症状がないため、静かに進行していきます。そのまま放置しておく、動脈硬化が進行し、心臓病や脳卒中といった命に関わる病気につながります。

健康な身体をつくるためにできることから始めてみましょう。

●食事

- ・野菜料理をあと1品増やすことを目標にする
- ・揚げ物、炒め物は、網焼き、ホイル焼き、煮物、蒸し物に変える
- ・味つけは薄味に。「かける」より「表面ちょっとつけ」を心がける
- ・練り製品や漬け物、濃い味付けの煮物、汁物は控えめにする
- ・ゆっくりよく噛んで腹八分目に、20分はかけて食べる

●運動

- ・1日の中でプラス10分間(1,000歩)歩く時間をつくる
- ・近くのスーパーやコンビニへは徒歩で。駐車場では遠いところに車を置いて歩く
- ・週末は、そうじや草むしり、洗車、子どもと外で遊ぶなど体を動かす習慣を身につける

(文書取扱・問合せ：健康管理課 43-1146)

違法な不用品回収業者にご注意ください

「無料で不用品を回収します」などと、軽トラックなどで地域を巡回しながら家電製品など不用品を回収する業者が見受けられます。違法な不用品回収業者を利用することで「無料と思っていたら後で有料といわれた」「積み終わった後に、高額な料金を請求された」などといったトラブルも発生しています。

家電製品や家具などの不用品(ごみ)の収集・運搬および解体などの処分は廃棄物処理業の許可がないとできません(市の許可を受けた業者が軽トラックなどで不用品を回収することはありません)。無許可での不用品の回収は違法になります。

また、無許可の業者に不用品の処理を依頼することも違法ですので、利用しないでください。

(文書取扱・問合せ：生活環境課 環境保全係 43-3485)

社会生活基本調査にご協力ください

10月20日を基準日として社会生活基本調査を実施します。

この調査は、1日の生活時間や過去1年間の活動の状況など社会生活の実態を明らかにし、ワーク・ライフ・バランスの推進や少子高齢化対策、男女共同参画社会の形成など、各種行政施策のための基礎資料を得ることを目的として実施されます。

調査対象となった地域にお住まいの方には、感染防止対策をとったうえで調査員が訪問しますので、調査へのご協力をお願いします。

問合せ先：宮崎県統計調査課 TEL：0985-26-7043
FAX：0985-29-0534

(文書取扱：総合政策課 情報政策係)

宮崎県緊急雇用維持支援給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響により、労働者を休業させ、国の雇用調整助成金等の交付を受けた事業者を対象とした「宮崎県緊急雇用維持支援給付金」が創設されました。

○対象

宮崎労働局から「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」の支給決定を受けた事業者（ただし、判定基礎期間の初日が令和3年5月1日から令和3年8月31日までの間であるものに限る）

○支給額

雇用調整助成金等の支給決定額の1/10相当額

○申請方法

宮崎県雇用労働政策課に郵送申請

○申請期限

令和4年1月14日（金）

詳しくは宮崎県のホームページをご覧ください。

「宮崎県 緊急雇用維持支援」で検索

○問合せ先

宮崎県雇用労働政策課（0985-24-1131）

（文書取扱：商工観光課）

パートタイム・有期雇用労働法が 全面施行されました

4月1日より、パートタイム・有期雇用労働法が全面施行されました。本法は多様な雇用形態で働く人々が、それぞれの働きや貢献に応じた待遇を得ることのできる「公正な待遇の実現」を目指しています。法律の要旨は以下の2点です。

1. 均衡・均等待遇の確保（不合理な待遇差の禁止）

同一企業内の正規社員とパートタイム・有期雇用労働者（以下「非正規社員」という）との間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに、不合理な待遇差を設けることを禁止しており、事業主は労働者の働き方の違いに応じて均等待遇（もしくは均衡待遇）の確保のための措置を講じなければなりません。

※均等待遇、均衡待遇のどちらを求められるかは①「職務内容」、②「職務の内容・配置の変更の範囲」が同じか否かにより決まります。

○均等待遇とは（①②が同じ場合）

非正規社員の待遇は正規社員と同一基準で決定されなければならないこと（同一基準のもと、能力、経験等に基づく合理的な差異は許容されます）。

○均衡待遇とは（①②が異なる場合）

非正規社員と正規社員の待遇の違いは、働き方の違いに応じたものでなければならないこと。

2. 労働者に対する説明義務の強化

事業主は、非正規労働者の求めに応じて、正社員との待遇差の内容やその理由について説明することが義務づけられています。

【問合せ先】

宮崎労働局 雇用環境・均等室（0985-38-8821）

（文書取扱：商工観光課）

育児・介護休業法が改正されました

6月に育児・介護休業法が改正され、以下のとおり法制度が変更されます。本改正により、子が1歳未満の間に、男性は最大4回、女性は2回（養子縁組の場合は4回）まで育児休業の分割取得が可能になります。

1. 出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります （男性の「出生時育児休業」の新設）

	新制度（現行制度との併用可）	現行制度
対象期間	子の出生後8週間以内に最大4週間まで取得可能	原則子が1歳（最長2歳）まで
申出期間	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り可能に	原則就業不可

2. 雇用環境整備、個別周知、意向確認の措置が事業主の義務になります

- 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備（研修や相談窓口の設置など）
- 妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別周知・意向確認の措置

3. 育児休業を分割して取得できるようになります

- （「出生時育児休業」とは別に）分割して2回まで取得可能
- 1歳以降に延長する場合、休業開始日を柔軟化

4. 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます

- 現行の取得要件「入社1年以上」が撤廃（無期雇用労働者と同様の取り扱い）

【施行日】 1・3：公布後1年6か月以内の政令で定める日
2・4：令和4年4月1日

【問合せ先】

宮崎労働局 雇用環境・均等室（0985-38-8821）

（文書取扱：商工観光課）

木造住宅耐震診断の補助金額を増額しました

市では木造住宅の耐震化について補助（木造住宅耐震化促進事業）を行っています。まずは耐震診断を行い、住宅の現状を調査してみませんか？

昭和56年5月31日以前に着工し、完成しているものが対象となります（その他の要件がありますので、詳細はお問合せください）。

【木造住宅耐震化促進事業の流れ】

- ① 耐震診断：地震の際に倒壊の可能性があるかどうか調査します

区分	補助金額（最大）
一戸建て住宅	13万円
共同住宅	26万円

- ② 耐震改修：倒壊の可能性がある住宅を補強する工事を行います

区分	補助金額（最大）
一戸建て住宅	100万円

（文書取扱・問合せ：建築住宅課 建築係 32-1014）

西都市戦没者追悼式と黙とうのお願い

市では例年、戦没者を追悼し平和を祈念するため、戦没者追悼式を開催しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から今年度は規模を縮小して開催することとなりました。

式典は10月2日（土）に代表者のみの出席にて開催しますが午前10時にサイレンを鳴らしますので、市民の皆さまには1分間の黙とうを捧げていただきますようお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては式典が中止になる場合があります。

（文書取扱・問合せ：福祉事務所 32-1010）

農畜産物商品加工支援事業補助金について (新型コロナウイルス感染症対策事業)

西都産の農畜産物を主な原材料とした商品を開発、販売しようとする方を支援します。生産者に限らず、要件を満たす方ならどなたでも活用できます。西都市の新たな商品を世に送り出してみませんか。

- ①対象者 市内に住所または活動拠点を有する個人、法人、団体
- ②対象事業 (1) 施設整備等…加工場、機械設備、通信設備など
(2) 商品開発等…原材料、消耗品、委託、役務など
- ③補助割合 (1) 事業費の2分の1 (上限300万円)
(2) 事業費の3分の2 (上限50万円)
- ④主な要件
- ・西都産の農畜産物を主な原材料としていること
 - ・令和4年1月までに事業を完了させること
 - ・通信販売を行うこと
 - ・一定期間、商品の生産・販売状況を報告すること など
- ⑤募集期間 随時受け付けますが、予算の上限に達したら終了します。
- ⑥申請方法
- ・電話予約のうえ、事業内容の相談に来てください。
 - ・補助対象になると判断されたら申請手続きに移ります。
 - ・必要な書類などについては相談の中で説明します。

【問合せ・申請先】農林課 農政企画係 43-0382

(文書取扱：農林課)

西都産コシヒカリを送りませんか

“令和3年度産西都産コシヒカリ”と加工品をセットにして販売する「米プラスワンキャンペーン」を実施します。新型コロナウイルスのまん延により県内外の往来が減少するなか、西都産のお米を多くの方に食べていただくため、**送料無料**で発送いたします。

この機会にぜひご利用ください。

- 【内 容】西都産コシヒカリと①～④のいずれか1つのセット
- ①牛肉セット (5,000円) ②みやざき地頭鶏セット (4,500円)
③おかずセット (3,500円) ④鶏炭火焼セット (3,000円)
※各30セットずつ

- 【期 間】9月1日(水)から受付開始
※数量がなくなり次第終了します。
※発送は準備ができ次第順次行います。

- 【申込先】JA西都いっちょが広場の
①ECサイト ②店頭 ③FAX ④電話
のいずれかでお申し込みください。

- 【問合せ】JA西都いっちょが広場 (43-5005)

詳しい内容は市ホームページをご覧ください。

https://www.city.saito.lg.jp/post_1192.html

(文書取扱：農畜産物バリューアップ推進協議会
事務局：農林課 農政企画係)

敬老会行事を主催される方へ

毎年、区長様や公民館長様をはじめとした各関係者様のご厚意により、「敬老会」などの敬老行事を行う地区も多いと思います。

市では、敬老会行事の開催に対して、お祝い金を支給いたします。開催主催者の方は以下の内容をご確認のうえ、お申込みください。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により敬老会を開催できない場合でも、敬老祝いとしての代替行事（弁当・記念品の配付など）は支給の対象としております。ぜひご検討ください。

●申込方法

申込用紙に対象者名簿（その年度に70歳以上になる者）を添付してお申込みください。

申込みは行事開催の事前・事後を問いませんが、年度内に開催されるものが対象です。

※申込用紙は福祉事務所にありますが、市ホームページ内の「申請書ダウンロード」でも取得可能です

●申込期限

令和4年3月22日（火）まで

●問合せ先

福祉事務所 高齢者福祉係 32-1010

（文書取扱：福祉事務所）

「金婚」を迎えられるご夫婦へ

ご結婚から「50年」という期間、永きにわたり支え合いながら家庭を築いてこられたご夫婦をたたえ、市から「記念品」や「記念写真」などをお贈りいたします。以下の条件に該当し、希望されるご夫婦はぜひお申込みください。

●該当者

市内に住所を有する結婚後50年のご夫婦

- ・昭和46年中（1月1日から12月31日まで）に結婚されたご夫婦
- ・以前に申込みをされなかったご夫婦も申込みが可能です

●申込期間

9月1日（水）から30日（木）まで

●申込方法

福祉事務所窓口にて申込書をご記入ください

●申込先

福祉事務所 高齢者福祉係 32-1010

●注意事項

- ・電話による申込みは受け付けておりません
- ・ご夫婦で1回限りの申込みとなります

（文書取扱：福祉事務所）

第35回国民文化祭・第20回全国障害者芸術 文化祭みやざき2020開催のお知らせ

9月18日(土)から10月10日(日)にかけて「第35回国民文化祭・第20回全国障害者芸術文化祭みやざき2020」が、西都市内で以下のとおり開催されます。ぜひお越しください。

○西都市総合文化フェスティバル

- ・美術展・・・9月18日(土)～26日(日)
- ・民俗芸能大会、芸能大会・・・10月2日(土)～3日(日)
- ・小中学校作品展(兼 市教育文化祭)、障がい者アート展
・・・10月7日(木)～10日(日)
- ・「つま」の街写真コンテスト・・・9月18日(土)～26日(日)
※会場は市民会館です。「つま」の街写真コンテストのみ「まちなかギャラリー夢たまご」が会場となります。

※期間中は市民会館に、書家の金澤翔子さんの書が展示されます。

○西都「まっぼす」神楽(会場:西都原御陵墓前広場)

・・・9月18日(土)～19日(日)

※市内・県内・県外の神楽団体が一堂に会して、舞を披露します。

○日本遺産のまち 西都を巡るサイクルフォトラリー

・・・9月26日(日)開催

※荒天時は10月10日(日)に延期します。

※参加するには9月10日(金)までに事前エントリーが必要です。

◇新型コロナウイルス感染拡大の状況により、予定が変更になる場合があります。

(文書取扱・問合せ:社会教育課 35-3009)

認知症になっても安心して暮らすために パネル展示をしています

9月は世界アルツハイマー月間です。

2025年には、高齢者の5人に1人が認知症になると予測されています。あなたやご家族が認知症になっても、安心して西都市で暮らすことができるよう、この機会と一緒に考えてみませんか?

9月は以下の場所で、認知症についての情報や市の取り組み、資料などを展示しています。

1. コミュニティプラザパオ センターコートにて

【期間】9月21日(火)～27日(月)

【時間】午前10時～午後7時(最終日は午後4時まで)

2. 市立図書館にて

【期間】9月3日(金)～30日(木)

【時間】午前10時～午後7時

※詳しい内容は市ホームページでご確認ください。

【お問合せ先】

市南地区地域包括支援センター 41-0511 (担当:小牧朋子)

市北地区地域包括支援センター 32-9595 (担当:小牧真由美)

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止もしくは規模を縮小する場合がありますので、ご了承ください。

(文書取扱:健康管理課 地域包括ケア推進係)

出前講座のご案内

市では木造住宅耐震化についての出前講座（共催：宮崎県）を行っています。ご希望される地区は、お問合せください（公民館などにおいて地区の皆さまに向けての開催を想定しています）。

講座の内容（予定）

- ① 大地震に備えた木造住宅の耐震化の重要性について
- ② 耐震診断及び耐震改修工事の具体的な内容について
- ③ 補助制度の内容及び費用負担軽減の方策について

（文書取扱・問合せ：建築住宅課 建築係 32-1014）

市文化ホール文化事業

「あいそめ映画祭～人生をしまう時間～」 上映延期のお知らせ

市文化ホールで上映を予定しておりました「あいそめ映画祭～人生をしまう時間（とき）～」は、県の新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言に伴い、以下のとおり上映を延期させていただきます。

上映日程：8月22日（日） → **令和4年2月20日（日）** に延期

すでにご購入いただいた前売券は、延期後そのままご利用いただけます。また、前売券の払い戻しを希望される方は、市文化ホール事務所（コミュニティプラザパオ2階 市働く婦人の家内）までお越しください。

【問合せ先】市文化ホール事務所

TEL：32-6307 FAX：32-6333

（文書取扱：商工観光課）

市働く婦人の家主催

「さげもん（雛飾り）」講座

*** さいとくポイント進呈対象事業です ***

桃の節句をお祝いする、干支や縁起物をモチーフにした吊るし飾りの「さげもん」。お子さまの幸せを願いながら、ひとつひとつ手縫いして製作しませんか。

【開 講 日】10月12日（火）毎週火曜日 午後1時～3時（全12回）

【場 所】市働く婦人の家（コミュニティプラザパオ2階）

【条 件】市内在住、在勤の方ならどなたでも参加できます。

【費 用】1さげ1,000円程度（5さげ程度製作します）

友の会費200円（初回のみ）

【持 参 品】裁縫道具、筆記用具

【定 員】6名（応募者多数の場合は事務局による抽選となります）

◆申込み◆

○窓口で直接か、FAXでお申込みください。

○FAXの場合、必要事項をご記入の上ご応募ください。

※必要事項…①講座名「さげもん（雛飾り）」とご記入ください。

②氏名（フリガナ）、③住所、④電話番号・FAX番号、⑤年齢

⑥区分（女性労働者、主婦、男性、その他のいずれか）

⑦講座をどこで知ったかをご記入ください。

○受付時間 月～金曜 午前9時30分～午後8時まで

土 曜 午前9時30分～午後4時まで

※日曜・祝日は休館

○受付期間 9月1日（水）～28日（火）

○中止もしくは延期となった場合は、個別にご連絡いたします。

○問合せ先 市働く婦人の家 TEL32-6300 FAX32-6333

（文書取扱：商工観光課）

市働く婦人の家主催

「今さら聞けないLINE（ライン）」講座

* さいとくポイント進呈対象事業です *

画像の送り方やスタンプの使い方、友だち追加などLINE（ライン）アプリの基本操作を学ぶ講座です。家族や友達とのコミュニケーションに活用しましょう。

【開 講 日】10月2日（土）、10月9日（土）、10月16日（土）〈全3回〉
午前10時～12時

【場 所】市働く婦人の家（コミュニティプラザパオ2階）

【条 件】市内在住、在勤の方ならどなたでも参加できます。

【テキスト代】初回500円

【持 参 品】スマートフォン

【定 員 数】6名（応募者多数の場合は事務局による抽選となります）

◆申込み◆

○窓口で直接か、FAXでお申込みください。

○FAXの場合、必要事項をご記入の上ご応募ください。

※必要事項…①講座名「今さら聞けないLINE（ライン）」とご記入ください。

②氏名（フリガナ）、③住所、④電話番号・FAX番号、⑤年齢

⑥区分（女性労働者、主婦、男性、その他のいずれか）

⑦講座をどこで知ったかをご記入ください。

○受付時間 月～金曜 午前9時30分～午後8時まで

土 曜 午前9時30分～午後4時まで

※日曜・祝日は休館

○受付期間 9月1日（水）～28日（火）

○中止もしくは延期となった場合は、個別にご連絡いたします。

○問合せ先 市働く婦人の家 TEL32-6300 FAX32-6333

（文書取扱：商工観光課）

ドローン操縦技能講習参加者募集のお知らせ

市シルバー人材センターでは「ドローン操縦技能講習」を開催いたします。ドローンの基本操作・法律や制約を学び、実際に操縦することができます。この機会に、ドローンに触れてみませんか？

シニアの皆さまの参加をお待ちしております。

期 日：10月8日（金）午前10時～午後3時

場 所：市シルバー人材センター

受 講 料：無料

対 象 者：60歳以上の方（令和4年3月31日時点で60歳以上の方）

定 員 数：10名

お持ち頂くもの：筆記用具・昼食・飲み物

申込方法：市シルバー人材センターに所定の申込用紙がございますので同センターまたは宮崎県シルバー人材センター連合会までお申込みください（持参・郵送・FAX可）。

申込締切：10月1日（金）※必着

そ の 他：天候や新型コロナウイルスの感染状況によっては、延期または中止する場合がありますのでご了承ください。

申込・お問合せ先

●公益社団法人 西都市シルバー人材センター

西都市大字妻1621番地あいそめ館内

TEL:0983-43-0171 FAX:0983-43-5801

●公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会

宮崎市祇園2丁目95番地

TEL:0985-31-3775 FAX:0985-31-3776

（文書取扱：福祉事務所）

創業や事業承継をご検討されている皆さまへ

【第4期】創業等支援事業補助金申請の募集について

市では、新たに創業する方や事業を引き継ぎ、新事業・新分野に挑戦する方に対して、補助金を交付します。

1. 対象となる補助事業者（全ての要件を満たすこと）
 - (1) 補助金の申請年度内に創業等を行うこと
 - (2) 市内に事業所を設置し、継続して事業を行うこと
 - (3) 週5日以上、午前11時から午後2時までの3時間を含む時間に事業を営み、かつ、創業等後同一の場所において2年以上継続して事業を営むことができる見込みがあること
 - (4) 事業承継により補助金の申請をする場合は、市で指定する支援機関からの支援を受けること
 - (5) 西都商工会議所または西都市三財商工会に加入し、継続的に経営指導を受けること
 - (6) 空き店舗や空き家などを活用して創業等を行う場合は、その所有者、所有者の配偶者および2親等以内の血族または姻族ならびに所有者と生計を同一にする者でないこと
 - (7) 市税等の滞納がないこと
2. 補助対象となる主な業種 小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業など
3. 補助対象経費 創業等に必要官公庁への申請書類作成等に係る経費、事業所等借入費、設備費、広報費、委託費など
4. 補助金の額 補助対象経費または以下の補助基本額および加算額の合計金額のいずれか低い額（千円未満は切り捨て）

補助基本額	50万円	
加算額	補助金の交付申請日に40歳未満の者が行う創業等	50万円
	市で指定する業種で行う創業等	30万円
	市で指定する中心市街地エリアで行う創業等	30万円

5. 補助申請の募集期間 **9月15日（水）から10月8日（金）まで（募集期間外の申請の受付はできません）**
6. その他
 - (1) 事業申請前に必ず、商工観光課、西都商工会議所、西都市三財商工会、まちづくり西都KOKOKARA（ココカラ）のいずれかへご相談ください。
 - (2) 募集後に選考委員会を行い、申請者には**事業内容のプレゼンテーション**を行っていただきます。選考委員会の開催は、**11月上旬ごろ**を予定しております。
 - (3) 補助金の交付決定を行う前に事業に着手している場合（すでに開業している、事業所などの賃貸借契約を締結済み、新設工事や改装工事をすでに開始しているなど）は、補助対象外となりますのでご注意ください。
 - (4) **年間計5回程度（4月・6月・8月・9月・11月）**の募集を実施する予定です。その他詳しい要件などは、商工観光課までお問合せください。
7. 問合せ先 商工観光課 まちづくり振興係 43-3222

（文書取扱：商工観光課）

令和4年度コミュニティ助成事業の募集について

(一財)自治総合センターでは宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることができる各事業にさまざまな助成を行っています。申請を希望される団体は以下の事項をご確認のうえ、各問合せ先まで事前にご相談いただきますようお願いいたします。

1. 事業概要 (主なもの)

	助成事業	事業実施主体	助成内容	助成額
1	一般コミュニティ助成事業	市が認めるコミュニティ組織 ※自治公民館など地域に密着して活動する団体	コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に要する経費。ただし、建築物、消耗品は対象外。 例：集会施設備品整備、祭用品整備など	100万円以上、250万円まで
2	コミュニティセンター助成事業		集会施設の建設又は大規模修繕および施設に必要な備品の整備に関する事業。 例：建築工事、電気・機械設備工事など	対象となる事業費の5分の3以内、上限1,500万円

2. 留意事項

- ・上記の事業は一部抜粋したものです。詳細は市ホームページをご覧ください。
- ・事業実施主体は、申請時点で設立されており、規約を有し、令和3年度の事業計画書および予算書が提出できる団体となります。
- ・「2 コミュニティセンター助成事業」の事業実施主体は認可地縁団体である必要があります。
- ・採択は(一財)自治総合センターで決定されることとなりますが、予算に限りがあるため、申請された事業が必ず採択されるものではありません。
- ・宝くじの受託事業収入を財源として助成されるため、整備する施設または設備などに宝くじの広報表示を行う必要があります。
- ・申請書などの様式は、市ホームページからダウンロードしていただくか、以下の問合せ先にて取得してください。

3. 申請・問合せ先

- ・地域づくり協議会の場合 市民課 43-1204
- ・自治公民館の場合 社会教育課 43-3479
- ・その他の団体の場合 総合政策課 32-1000

(文書取扱：総合政策課)

総合政策課会計年度任用職員募集について

総合政策課では、以下のとおり会計年度任用職員を募集します。

1. 募集人員 会計年度任用職員 若干名
2. 雇用期間 11月10日（水）～令和4年2月4日（金）
3. 勤務内容 ふるさと納税業務に関する事務補助
（書類の並び替えやチェック、簡単なPC入力など）
4. 勤務条件
 - 賃 金 非常勤職員：時給925円以上（職務経験による加算あり）
 - 勤務時間 原則午前9時～午後4時まで（週29時間未満）
※土日祝日は原則休みですが、繁忙時は出勤の可能性があります。
 - 福利厚生 有給休暇、雇用保険、通勤手当（2km以上）
5. 募集締切 9月30日（木）午後5時まで ※必着
6. 応募方法 履歴書に写真を添付し、総合政策課 ふるさと振興係まで郵送または持参してください。
7. 資格要件 特になし
※ただし、次に該当する方は応募資格がありません。
 - 市税の滞納がある方
 - 成年被後見人または被保佐人
 - 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの方
8. 選考方法 面接により選考します。
※面接の日程・結果については直接連絡します。
9. 問合せ先
総合政策課 ふるさと振興係 32-1000
〒881-8501 西都市聖陵町2丁目1番地

（文書取扱：総合政策課）

給食調理員の募集について

福祉事務所では、以下のとおり会計年度任用職員を募集します。

- 募集職種 会計年度任用職員：給食調理員（代替） 若干名
- 業務内容 公立保育所の給食調理業務
- 勤務時間 月～土曜日のうち1日8時間程度（早出や遅出、土曜日出勤等により勤務時間が異なります）
- 任用期間 採用日～令和4年3月31日（木）まで
- 賃 金 時間額 1,002円～
- 福利厚生 労災・通勤手当あり
- 申込方法 市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を添付のうえ、調理師免許証の写しを添えて福祉事務所 保育係までご提出ください。

（文書取扱・問合せ：福祉事務所 保育係 43-0376）

「パソコン・販売基礎科」ハロートレーニング公共職業訓練生を募集します

【訓練の目的】求職中の方が就職するために必要なパソコン関連の知識・技能、販売管理・マーケティングの知識習得などにより、職業選択の幅を広げること、および早期就職を図ることを目的としています。

【受講対象者】公共職業安定所に求職手続きをされた方で、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦または支援指示を受けられた方

【訓練内容】パソコンの基本操作、ワード、エクセル、インターネットの実技活用法、マーケティングの知識やビジネスコミュニケーション など

【その他】雇用保険受給資格者等で公共職業安定所長の受講指示を受けられた方は、訓練期間中に訓練手当が支給されます。雇用保険受給資格がない方でも一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」の制度があります（詳細は最寄りの公共職業安定所へご相談ください）。
※応募状況や新型コロナウイルス感染症の影響により、選考日・訓練期間・内容などの変更もしくは訓練を中止する場合があります。

【訓練施設見学会および訓練内容説明会・体験会】<申し込みは直接西都高等職業訓練校にご連絡ください>
実施日：9月28日（火） 午前の部 9時30分～11時50分、午後の部 1時10分～3時30分
訓練校の訓練施設見学・説明会・体験会などへの参加は、求職活動としてハローワークに認定されます。
※詳しくは西都高等職業訓練校のホームページをご覧ください。



訓練科名	パソコン・販売基礎科	定員	20名
訓練期間	11月25日（木）～令和4年2月24日（木） 3か月		
訓練時間	午前9時～午後4時 毎週月～金曜日（祝日・年末年始を除く）		
訓練場所	西都高等職業訓練校 西都市大字三宅2215番地 電話43-1087		
費用等	教材費9,768円、職業訓練生総合保険料（3か月3,000円 任意）自己負担		
受講料	無料（ただし資格取得のための受験料・問題集代は自己負担となります）		
応募方法	入校希望者は、最寄りの公共職業安定所で相談いただき、入校願を提出してください		
募集期間	9月7日（火）～10月22日（金）まで		
選考日	11月1日（月） 受付 午前9時30分～9時50分（遅刻及び欠席の場合は辞退とみなします） 適性検査・面接 午前10時～12時30分（人数によって異なります）		
選考会場	西都高等職業訓練校 3階大会議室 ※無料の駐車場があります		

【取得可能な資格】

ワープロ技士・表計算技士（3・2級）
リテールマーケティング（販売士）検定3級

【カリキュラム内容】

Windows基礎、表計算、インターネット・電子メール、ホームページ作成、販売管理、ビジネスコミュニケーション、総合演習、就職支援 など

【総訓練時間 337時間（57日間）】

学科133時間、実技204時間

実施主体：宮崎県立産業技術専門校

電話42-6509、FAX42-6511

問合せ先（公共職業安定所）

高鍋 23-0848

宮崎 0985-23-2245

（文書取扱：商工観光課）

法務局・人権擁護委員による 「人権・なやみごと相談所」を開設します

いじめ、差別、虐待、セクハラ、配偶者やパートナーからの暴力、近隣間のもめごとなどひとりで悩まずご相談ください。

相談は無料で秘密厳守になっておりますので、気軽にお越しください。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止する場合があります。

- 日 時 9月21日(火) 午前10時から午後3時まで
- 場 所 市生きがい交流広場 2階和室
住所：西都市妻町1丁目73番地
(宮崎太陽銀行西都支店近く)
- 相談員 人権擁護委員 2名

その他関係機関でも、面談・電話による相談を平日午前8時30分から午後5時15分まで随時お受けしております。

関係機関名	電話番号	備考
宮崎地方法務局人権擁護課	0985-22-5124	
みんなの人権110番	0570-003-110	全国共通ナビ
女性の人権ホットライン	0570-070-810	
子どもの人権110番	0120-007-110	通話料無料

インターネット人権相談受付窓口

- パソコン、携帯電話、スマートフォン共通
<https://www.jinken.go.jp/>

(文書取扱：市民課)

西都市地域子育て支援センター つばさ館

主に家庭で子育てをしている保護者とお子さんが集まり、情報交換したり、お子さんと一緒にみんなで遊べる交流の場です(利用料は無料です)。

<9月の行事予定>

※新型コロナウイルス感染症の影響により変更または中止となる場合があります。

- 1日(水) 9月の制作(今月中随時)
- 3日(金) リトミック♪(予約制) AM10:30頃～
- 6日(月) 給食試食会(予約制) ※1食350円
- 8日(水) 助産師さんに聞いてみよう①(予約制) AM10:00～12:00
- 9日(木) 誕生会(9月生まれ) AM10:30頃～
(冠などの準備があるので、参加希望の方はご連絡ください)
- 13日(月) 助産師さんに聞いてみよう②(予約制) AM10:00～12:00
- 14日(火) ベビーフォト体験会(予約制) 参加費500円
- 15日(水) アタッチメントベビーマッサージ(予約制)
(参加費:500円 オイル代込み) AM10:30頃～
- 16日(木) おでかけ支援(生きがい交流広場) AM10:30頃～
- 17日(金) 「スージー教室①」予約5組 AM10:30～ 参加費500円
- 21日(火) ベビーフォト体験会(予約制) 参加費500円
- 22日(水) 給食試食会(予約制) ※1食350円
- 24日(金) 「スージー教室②」予約5組 AM10:30～ 参加費500円
- 28日(火) 親子クッキング(予約制) AM10:30頃～ 参加費150円
※ベビーフォトの予約は、9月1日(水)から受け付けます。

◆支援センターつばさ館概要◆ ※駐車場は横にあります。

- 【住 所】西都市白馬町3番地(認定こども園こどもの家敷地内)
- 【連絡先】TEL: 43-1049 FAX: 43-1079
- 【利用時間】月曜～金曜 午前9時～午後3時
土 曜 午前9時～12時(育児相談可)
- 【子育て相談】電話・来園・訪問でのご相談は随時お受けします。
- 【一時保育】料金・時間は1時間単位(1時間350円、4時間1,200円)です。
詳しくはお電話ください。

(文書取扱：福祉事務所)